

# 令和6年度ライフプラン形成促進事業（かごんマイライフプラン支援） 企画募集要項

## 1 募集の趣旨

県では、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事に関する不安を期待に転換し、結婚、出産等に前向きになる機運を醸成することとしている。また、本人の希望に沿ったライフイベントに積極的に対応できるよう必要な知識を得て、早い段階から自らのライフプランについて考えるための機会を提供することとしており、その企画や運営等を委託する団体を募集します。

## 2 応募資格

次の(1)から(5)の全ての要件を満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (4) 県内に事務所を行う場所、または県内全域を対象とした事業実績を有すること
- (5) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

## 3 委託者

鹿児島県

## 4 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

## 5 委託費

14,943,500円（上限額。消費税10%を含む。）

## 6 委託期間

委託契約の日から令和7年3月14日まで

## 7 委託業務の概要

若い世代がライフプランについて考える機会となる動画の制作・配信、ライフプランセミナーの開催及びセミナー後のフィードバックについての具体的な動画内容やセミナーの内容・開催場所・日時等について企画・運営を行う。

## 8 ご提案いただきたい内容

### (1) ライフプラン形成応援に関する動画の制作・配信

多様な価値観のもと、早い時期に自らのライフプランについて、経済面、健康面等の様々な面から考えるきっかけづくりに資することに努め、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等に期待を持てる動画を制作し、広く配信する。

※ 少子化等に関する県民意識調査（R5）の結果においても、「現在独身でいる理由」について、「結婚する必要性を感じないから」「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」という回答が多く見られたことから、このような考えを持っている方が、興味関心を持ち、気軽に視聴できるような動画を求めます。（審査において重視する項目の1つです）

動画の内容	テーマ例	配信概要
・若者世代が広く、興味深く視聴できるもの。 （例） ・ショートドラマ ・MV形式 ・若い世代に影響力のある著名人やアーティストを起用	①恋愛、結婚、子育ての魅力 ②健康管理（プレコンセプションケア） ③お金・資産 ④多様な働き方 ⑤若者視点のテーマ ・進学・就職 ・地域貢献、趣味 ・自由に意見を発信できる社会 など	配信本数：5本程度 配信媒体：若者世代が多く利用するSNSやYouTube等の動画配信サービス等

【以下の3つを工夫した企画提案をしてください】

- ・若い世代の視聴を増やす工夫
- ・具体的な配信方法の工夫
- ・周知・PR方法の工夫

## (2) 若い世代向けのライフプランセミナー等の開催

高校卒業～概ね30歳代の若い世代を対象とし、各テーマの専門家や若者に人気のゲストによる講演やマイライフプランを作成するワークショップ、参加者間の交流を促進するイベントなどを行い、各ライフステージで必要となる知識を習得・体験することで、参加者の興味関心を高めるとともに、ライフプランニングの意識付けを図るよう企画・運営を行う。

### ア 広報

ライフプランセミナー等の開催にあたり、集客が図られる効果的な広報を企画し、実施する。

### イ ライフプランセミナーの開催

ライフプランセミナーの内容や講師、会場等について企画し、実施する。

なお、実施にあたっては下記の内容を満たすこと。

#### 【ライフプランセミナーの内容】

開催場所：鹿児島県内

実施時期：令和6年9月から12月頃

開催回数：2回

対象：概ね18歳～30代の若者世代

参加者数：200人程度（各回100人）

参加料：無料

会場費：委託料に含む

内容：・8(1)で制作する動画テーマと連動した、著名人による講演やトークディスカッション

・参加者が主体的に活動できるワークショップや参加型体験など

その他：若者世代が来場しやすく、主体的・能動的にセミナーに参加できるように、セミナー名称や装飾等も工夫してください。

※ 各回違うテーマ・内容の開催でも可

#### ウ セミナー終了後のフィードバック

当日出席できなかった方や、若者世代以外の幅広い層にも広く周知するために、セミナーの内容や講演等の記録（動画・冊子等）を作成し、ライフプラン形成の更なる機運の醸成を図る。

取り組み例	周知方法	必要数量
セミナーの様子を収録し、アーカイブ配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTube等の動画配信サービスや各種SNSの情報発信媒体を活用し拡散する。</li> <li>・県内の大学・専門学校等に周知を依頼する。</li> <li>・関係企業・団体に周知依頼する。</li> </ul>	1年以上公開する。
セミナーの様子をまとめた冊子を作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の大学・専門学校等に配布を依頼する。</li> <li>・関係企業・団体に配布する。</li> <li>・HPに冊子データを公開する。</li> </ul>	1,500部以上作成する。 (うち、200部以上を県に納品する)

### 9 企画提案について（1社あたり1案。その経費は各社の負担）

#### (1) 提出期限

令和6年6月6日（木）午後5時まで（必着）

#### (2) 提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係（県庁4階）

電話番号：099-286-2800

#### (3) 提出書類

① 団体等に関する調書

② 企画書（任意様式。A4縦サイズで統一）

※次のア～キを満たす内容にしてください。

ア 企画の概要（各業務内容、タイムスケジュールなど）

イ 動画の構成（テーマ）や配信方法

ウ 出演者（講師、司会者等）のプロフィール

エ チラシ、プログラム、看板等のデザイン

オ セミナー会場全体の演出方法

カ 周知・広報の方法

キ 参考見積書

#### (4) 提出部数 6部

## (5) 留意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・ 提出された企画書は、受託決定後も返却しません。
- ・ 採用された企画案は、協議の上、内容変更を行う場合があります。
- ・ 提出する企画書・作品の制作費用等は、事業者の負担とします。
- ・ 参加資格のない者や提出書類に虚偽の記載をした者の提出した書類は無効とします。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとします。

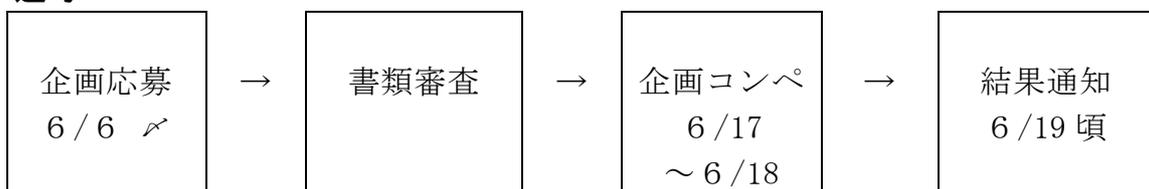
## 10 選定方法

提出された応募書類により審査・選考を行い、受託者として1団体を決定します。  
なお、企画書の提出締め切り後に企画コンペ（プレゼンテーション）を開催します。

### (1) スケジュール（予定）

日程	内容
4/25（木）	企画募集，質問等受付開始（～5/27） ※ 質問がある場合は， <u>子ども政策推進係(ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp)</u> へ送付ください。 ※ 質問の回答は，質問者に対して電子メールで回答するとともに，県ホームページに掲載します。
5/15（水）頃	質問等 回答【1回目】※5/10までの受付分
5/27（月）	質問等 受付締め切り
6/3（月）頃	質問等 回答【最終】
6/6（木）	企画書 提出締め切り ※郵送の場合，必着 ※持込の場合，17時まで

### (2) 選考



### (3) 企画コンペの内容

- ・ 開催場所：鹿児島県庁行政庁舎4階 4-総-1会議室  
※オンラインでの実施を希望する場合は，企画書提出時にご相談ください。
- ・ 企画コンペの内容  
ご提案についてのプレゼンテーション（10分間）  
質疑応答（10分間）

※ 企画コンペの順番は、原則企画書の提出順とします。

※ 詳細は、後日お知らせします。

#### (4) 審査基準

##### 【動画制作】

- ・事業目的と期待する効果が理解され、その実現に効果的な動画コンセプトとなっているか。
- ・短時間の動画の中で、視聴者が直感的に興味関心を持ち、次のテーマ（動画）への視聴意欲をかき立てることができる内容か。
- ・若い世代の目にとまる周知・PR方法の工夫がされているか。※重視する内容
- ・より多くの人が見聴し、若者世代がライフプラン形成に関する情報を互いに共有したり意見を交換できるような話題性・インパクトが期待できるか。

##### 【セミナー開催】

- ・若者世代を考慮した告知や周知を計画し、十分な集客が期待できるか。
- ・出演者の選定やイベント内容が参加者の興味関心をひく内容であり、開催スケジュールや実施方法において、具体性が高い企画か。
- ・参加者が結婚、妊娠・出産、ワーク・ライフ・バランス等を総合的に学習し、ライフプランニングの意識付けを図ることが期待できるか。

##### 【共通】

- ・事業を適切に実施できる組織体制、経営状態であるか。
- ・事業を効果的かつ効率的に実施できるための創意工夫等がなされているか。
- ・事業実施にあたり必要な経費を具体的に積算しており、その内容は適切か。

#### 11 委託上の留意事項

##### (1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。

##### (2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。

##### (3) 成果品の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

#### 12 契約の締結等

##### (1) 企画案採択後の協議

ア 企画提案書が採択された応募団体（以下「実施団体」という。）は、県と協議の上、実施に向けた協議を改めて行います。

なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合があります。

イ 県と実施団体は、協議に基づき、業務委託契約に必要な仕様書を作成します。

##### (2) 見積書等の提出

事業費の見積書のほか、実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、以下の書類を県に提出します。

ア 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」

イ 県税の納税証明書

**(3) 契約の締結**

県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。

**(4) 事業実績報告及び完了検査**

ア 実施団体は、事業終了後、令和7年3月14日（金）までに事業実績報告書及び収支決算書を県に提出します。（動画活用・配信結果を含む）

イ 県は、実施団体からアの書類を受領した後、速やかに完了検査を行います。

**(5) 事業費の請求及び支払い**

ア 実施団体は、完了検査に合格した後に、県に対して事業費を請求します。

イ 事業費は、原則として完了検査後に支払いますが、必要に応じて前金で支払うこともできます。その場合は、その内容を業務委託契約書の中で定めることとします。

**(6) 会計帳簿類の保管**

ア 本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。

イ 会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和6年度）から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

**(7) 著作権等**

業務委託の実施により取得した著作権は、原則として委託元である県に帰属するものとします。

**【提出先・お問合せ先】**

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係 担当：永野

電話：099-286-2800

FAX：099-286-5503

メール：ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp